第二十九条中「第二十一条」を「第二十一条第一項、第二十一条の二」に改める。

第五十二条の二中「第八章まで」の下に「、第二十一条」を加え、「ゆだねる」を「委ねる」に改める。

第五十三条第二項第二号中「第二十二条」を「第二十二条第二項」に改める。

第五十六条の二中「第二十条の二」の下に「、第二十一条、第二十二条第一項」を加える。

第五十七条中「第二十条第一項において準用する場合を含む。）」の下に「、第二十一条第一項、第二十二条第一項第三号」を加える。

第六十条第二項中「第二十一条第一項第三号及び第二項」を「第二十一条第一項、第二十一条の二第一項第三号及び第二項、第二十二条第一項第三号」に改める。

第六十一条第三項及び第六項中「同項ただし書各号のいずれにも」を「同項ただし書に規定する者に」に改める。

第二条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条の三」を「第九条の七」に改める。

第五条第一項中「育児休業」の下に「（第九条の二第一項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第九条までにおいて同じ。）」を加え、同項ただし書中「第三項」の下に「、第九条の二第一項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、労働者は、その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に二回の育児休業（第七項に規定する育児休業申出によりする育児休業を除く。）をした場合には、当該子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、前項の規定による申出をすることができない。

第五条第三項中「場合に限り」を「場合（厚生労働省令で定める特別の事情がある場合には、第二号に該当する場合）に限り」に改め、同項ただし書中「であってその配偶者が当該子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）において育児休業をしているもの」を「（当該子の一歳到達日において育児休業をしている者であって、その翌日を第六項に規定する育児休業開始予定日とする申出をするものを除く。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該子の一歳到達日後の期間において、この項の規定による申出により育児休業をしたことがない場合

第五条第四項中「に限り」を「（前項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合には、第二号に該当する場合）に限り」に改め、同項第一号中「次号及び第六項において」を「以下」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該子の一歳六か月到達日後の期間において、この項の規定による申出により育児休業をしたことがない場合

第五条第五項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第六項中「第三項の規定による申出にあっては当該申出に係る子の一歳到達日の翌日を、第四項の規定による申出にあっては当該申出に係る子の一歳六か月到達日の翌日を、それぞれ」を「次の各号に掲げる申出にあっては、第三項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該各号に定める日を」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三項の規定による申出　当該申出に係る子の一歳到達日の翌日（当該申出をする労働者の配偶者が同項の規定による申出により育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日）

二　第四項の規定による申出　当該申出に係る子の一歳六か月到達日の翌日（当該申出をする労働者の配偶者が同項の規定による申出により育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日）

第五条第七項中「第三項ただし書」を「第三項（第一号及び第二号を除く。）、第四項（第一号及び第二号を除く。）」に改める。

第六条第三項中「又は第四項」を削り、「による申出」の下に「（当該申出があった日が当該申出に係る子の一歳到達日以前の日であるものに限る。）又は同条第四項の規定による申出（当該申出があった日が当該申出に係る子の一歳六か月到達日以前の日であるものに限る。）」を加える。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「により育児休業申出」を「により第五条第三項又は第四項の規定による申出」に、「当該育児休業申出」を「当該申出」に、「第五条第一項、第三項」を「同条第三項」に、「、育児休業申出」を「、これらの規定による申出」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により第五条第一項の規定による申出を撤回した労働者は、同条第二項の規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなす。

第九条第二項第三号中「労働基準法」の下に「（昭和二十二年法律第四十九号）」を、「休業する期間」の下に「、第九条の五第一項に規定する出生時育児休業期間」を加え、同条第三項中「前条第三項後段」を「前条第四項後段」に改める。

第九条の三中「及び第四項」を「、第四項及び第六項」に、「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に改め、同条を第九条の七とする。

第九条の二第一項中「第九条の六第一項」を「第九条の六第一項」に、「一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）」とあるのは「一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該配偶者」を「一歳到達日」とあるのは「一歳到達日（当該労働者」に、「同条第六項」を「同項第三号中「一歳到達日」とあるのは「一歳到達日（当該子を養育する労働者が第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日）」と、同条第六項第一号」に改め、「いずれかの日」の下に「。次条第三項において同じ。」を加え、「前条第一項」を「第九条第一項」に、「次条第一項」を「第九条の六第一項」に改め、「労働基準法」の下に「（昭和二十二年法律第四十九号）」を、「について育児休業」の下に「及び次条第一項に規定する出生時育児休業」を加え、「第二十四条第一項第一号」を「同条第四項」とあるのは「第五条第四項」と、第二十四条第一項第一号」に改め、同条を第九条の六とし、第九条の次に次の四条を加える。

（出生時育児休業の申出）

第九条の二　労働者は、その養育する子について、その事業主に申し出ることにより、出生時育児休業（育児休業のうち、この条から第九条の五までに定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。次項第一号において同じ。）の期間内に四週間以内の期間を定めてする休業をいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあっては、その養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）から起算して八週間を経過する日の翌日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。

2　前項の規定にかかわらず、労働者は、その養育する子について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該子については、同項の規定による申出をすることができない。

一　当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に二回の出生時育児休業（第四項に規定する出生時育児休業申出によりする出生時育児休業を除く。）をした場合

二　当該子の出生の日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数（出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数とする。第九条の五第六項第三号において同じ。）が二十八日に達している場合